

運営指導基準（指定同行援護）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「市条例 73」＝八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 73 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 548」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

「平 18 厚労告 543」＝こども家庭庁長官及び厚生労働省が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針	（1）指定同行援護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。 （2）指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用支援に努めるとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 （3）指定同行援護事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。 （4）指定同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	市条例 73 第 3 条第 2 項 市条例 73 第 3 条第 3 項、第 4 項 市条例 73 第 3 条第 5 項、第 6 項 市条例 73 第 4 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 2 人員に関する基準		支援法第 43 条 第 1 項
1 従業員の員数	指定同行援護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。 また、従業員は資格及び実務経験を有しているか。 ＊常勤換算方法 （従業員の勤務延べ時間数）÷（事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする））	市条例 73 第 7 条 準用（第 5 条第 1 項）
2 サービス提供責任者	（1）指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業員であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。） （2）（1）の事業の規模は、前 3 月の平均値としているか。 （ただし、新規に指定同行援護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。） （3）資格を有しているか。（次のアからカまでのいずれかの要件及びキの要件を満たす又はクの要件をみたしているか） ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者（以下「実務者研修修了者」という。） ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 2 号に規定する 1 級課程）を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって 3 年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。） ク 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者	市条例 73 第 7 条 準用（第 5 条第 2 項） 市条例 73 第 7 条 準用（第 5 条第 3 項） 障発 1206001 通知 第三 1(6)②

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
3 管理者	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定同行援護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。	市条例 73 第 7 条 準用(第 6 条)
第 3 設備に関する 基準 設備及び備品等	指定同行援護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定同行援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 (1) 専用の事務室又は区画を設けているか。 (2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 8 条第 2 項 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 2(5) 準用（第三 2(1)～(4)）
第 4 運営に関する 基準 1 内容及び手続の 説明及び同意	(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定同行援護事業者は、利用者との間で当該指定同行援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定同行援護の内容 ウ 当該指定同行援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定同行援護の提供開始年月日 オ 指定同行援護に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定同行援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 9 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 9 条第 2 項) 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用（第三 3(1)）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
2 契約支給量の報告等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するときは、当該指定同行援護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 また、当該契約に係る指定同行援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定同行援護の量を記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 (3) 指定同行援護事業者は指定同行援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定同行援護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 10 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(2)①) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 10 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 10 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 10 条第 4 項)
3 提供拒否の禁止	指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 をいう。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 11 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(3))
4 連絡調整に対する協力	指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 12 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(4))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
5 サービス提供困難時の対応	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 13 条)
6 受給資格の確認	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 14 条)
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定同行援護事業者は、同行援護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 15 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 15 条第 2 項)
8 心身の状況等の把握	指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 16 条)
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 17 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 17 条第 2 項)
10 身分を証する書類の携行	指定同行援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定同行援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 18 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(8))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
11 サービスの提供 の記録	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定同行援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定同行援護を提供したことについて確認を受けているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 19 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(9)①) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 19 条第 2 項)
12 支給決定障害者 等に求めることの できる金銭の支払 の範囲等	(1) 指定同行援護事業者が、指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13 の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) ※ 指定同行援護事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定同行援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 20 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(10)) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 20 条第 2 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。 (2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) 指定同行援護事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合に、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 (4) 指定同行援護事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 (5) 指定同行援護事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(11)①) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 4 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 5 項)
14 利用者負担額に係る管理	指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 22 条)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 (2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 23 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 23 条第 2 項)
16 指定同行援護の基本取扱方針	(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 (2) 指定同行援護事業者は、提供された指定同行援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、同行援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 24 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 24 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(14))
17 指定同行援護の具体的取扱方針	指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。 (1) 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 指定同行援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (3) 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (4) 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 1 号) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 2 号) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 3 号) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 4 号) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 5 号)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
18 同行援護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。 (2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定同行援護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、同行援護計画の原案を作成し、同行援護計画に基づく支援を実施しているか。 (3) サービス提供責任者は、同行援護計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (4) 同行援護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、同行援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。 また、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 (5) サービス提供責任者は、同行援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しているか。 また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた同行援護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図っているか。 (6) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが同行援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。 なお、モニタリングに際しても、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図っているか。 (7) 同行援護計画に変更のあった場合、(1)から(5)に準じて取り扱っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)①) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)②) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)③) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)④) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定同行援護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する同行援護の提供をさせてはいないか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 27 条)
20 緊急時等の対応	指定同行援護事業所の従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 28 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(17))
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽り其他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 29 条)
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 1 項)
	(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に市条例 73 第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 2 項)
	(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 3 項)
	(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
23 運営規程	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定同行援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑩ その他運営に関する重要事項	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 31 条)
24 勤務体制の確保等	(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、指定同行援護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。 指定同行援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。 (3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定同行援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(22)①) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(22)②) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(22)③) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定同行援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 3 項)
26 衛生管理等	(1) 指定同行援護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (3) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定同行援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定同行援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定同行援護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的の実施しているか。 (4) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、食中毒が発生しないように、必要な措置を講ずるとともに、食中毒の発生の防止に係る研修を実施するよう努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用（第三 3(24)） 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
27 掲示	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定同行援護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定同行援護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 36 条)
28 身体的拘束等の禁止	(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) (1) の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。 (3) 指定同行援護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。 (4) 指定同行援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
29 秘密保持等	（１）指定同行援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （２）指定同行援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 （３）指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 3 項)
30 情報の提供等	（１）指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。 （２）指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 39 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 39 条第 2 項)
31 利益供与等の禁止	（１）指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 40 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 40 条第 2 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
32 苦情解決	(1) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定同行援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 (7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 4 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 5 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 6 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 7 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
33 事故発生時の対応	(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定同行援護事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(30)) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 3 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 4 項)
34 虐待の防止	指定同行援護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定同行援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定同行援護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	市条例 73 第 46 条第 1 項 準用(第 43 条)
35 会計の区分	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 44 条)
36 記録の整備	(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 (2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定同行援護を提供した日から 5 年間保存しているか。 ア 11 に規定する指定同行援護の提供に係る記録 イ 18 に規定する同行援護計画 ウ 28 に規定する身体的拘束等の記録 エ 32 に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 33 に規定する事故の状況及び処置についての記録 カ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 45 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 45 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(33))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第5 届出等 1 変更の届出	指定同行援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※ 指定同行援護事業者が変更の届出を要する事項 （1）事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 （2）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （3）申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 （4）事業所の平面図 （5）事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 （6）運営規程 （7）当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 （8）役員の氏名、生年月日及び住所	支援法第46条 第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則 第34条の7第1項
2 業務管理体制の整備	（1）指定同行援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 （2）指定同行援護事業者は、（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ているか。	支援法第42条 第3項 支援法第51条の2 第1項 支援法施行規則 第34条の27 支援法第51条の2 第2項 支援法施行規則 第34条の28

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 6 介護給付費の 算定及び取扱い		支援法第 29 条 第 3 項
1 基本事項	(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 3 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定同行援護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定同行援護に要した費用の額となっているか。) (2) (1) の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539 平 18 厚労告 523 の二
2 同行援護サービス費	(1) 同行援護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した同行援護計画に基づいて行われているか。 なお、同行援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の同行援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに同行援護計画の見直し、変更を行っているか。 (2) こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の八に定める要件を満たしている利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。）に係る指定障害福祉サービスを行う者（指定同行援護事業者）が、当該事業を行う事業所（指定同行援護事業所）に置かれる従業者（同行援護従業者）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（基準該当同行援護事業所）に置かれる従業者（同行援護従業者）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（指定同行援護）又は同行援護に基準該当障害福祉サービス（指定同行援護等）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ※ 平 18 厚労告 543「厚生労働大臣が定める基準」の八に定める要件 別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の 0 点の項から 1 点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上であること。 (3) 指定同行援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意しているか。 (4) 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	障発 1301001 通知 第二 2 (3) ⑭ 準用（第二 2 (1) ①） 平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 1 平 18 厚労告 543 の八 障発 1301001 通知 第二 2 (3) ② 平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(5) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の九に定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、同告示の十に定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。 (6) 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の第 10 号の 2 に定める者が、平成 18 年厚生労働省告示第 543 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の第 8 号の 2 を満たしている利用者に対して、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (7) 区分 3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (8) 区分 4 以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 40 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。区分 4 以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 40 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 3 平 18 厚労告 548 の九、十 平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 4 平 18 厚労告 548 の十の二 平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 4 の 2 平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 4 の 3
3 2 人の同行援護従業者により行った場合	平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の同行援護従業者が 1 人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定しているか。 ※「厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1) 又は (2) に準ずると認められる場合	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 5 平 18 厚労告 546 の一
4 夜間又は早朝及び深夜加算	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に指定同行援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に指定同行援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 6 障発 1301001 通知 第二 2 (3) ⑧

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
5 特定事業所加算	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の九に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (Ⅳ) 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 特定事業所加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者を含む。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、同行援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 (イ) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。 (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね 1 月に 1 回以上）に開催すること。 当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる同行援護従業者の全てが参加するものでなければならない。 また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が同行援護従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 7 障発 1301001 通知 第二 2 (3) ⑨ 準用(第二 2 (1) ⑮) 平 18 厚労告 543 の九

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。 また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。 なお、同行援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。 (ウ) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない同行援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 (エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。 (オ) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した同行援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる同行援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある同行援護従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(カ) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30 以上、若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1 級課程修了者の占める割合が100分の50 以上、前年度若しくは算定日が属する月の前3 月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40 以上又は同行援護従業者養成研修の課程を修了した者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30 以上若しくは子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行うものを養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が百分の二十以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度（3 月を除く。）又は届出日の属する月の前3 月の1 月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の同行援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）のすべてを勤務している同行援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の同行援護従業者が対象となる。 (キ) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が3 年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1 級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。 (ク) 第2 の2 の規定により1 人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2 名以上配置していること。 (ケ) 前年度又は算定日が属する月の前3 月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分5 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度（3 月を除く。）又は届出日の属する月の前3 月の1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。 イ 特定事業所加算（Ⅱ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）又は（キ）及び（ク）のいずれかに適合すること。 ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）まで及び（ケ）に掲げる基準のいずれにも適合すること。 エ 特定事業所加算（Ⅳ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（イ）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （イ）指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
6 特別地域加算	(ウ) 第2の2の規定により、配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定同行援護事業所であって、規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 (エ) 前年度又は算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。 平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(指定同行援護事業所等)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注8
7 緊急時対応加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、同行援護計画に位置づけられていない同行援護を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。 また、この加算が算定されている指定同行援護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第3号に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届けた場合に、更に1回につき50単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注9 障発1301001通知 第二2(3) ⑪ 準用(第二2(1) ⑯)
8 情報公表未報告減算	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注11
9 業務継続計画未策定減算	第4の25の(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注12
10 身体拘束廃止未実施減算	第4の28の(3)又は(4)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注13
11 虐待防止措置未実施減算	第4の34に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注14

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
12 備考	利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、同行援護サービス費を算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 1 の注 15
13 初回加算	指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 当該加算について、利用者が過去 2 月に、当該指定同行援護事業所から指定同行援護の提供を受けていない場合に算定しているか。 また、サービス提供責任者が、同行援護に同行した場合について、第 4 の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 2 の注 障発 1301001 通知 第二 2(3) ⑫ 準用(第二 2(1) ⑰)
14 利用者負担上限額管理加算	指定同行援護事業者が第4の14にある利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 3 の注
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。 ただし、5（1）の特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 4 の注 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項
16 福祉・介護職員処遇改善加算	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定同行介護事業所等が、利用者に対し、指定同行介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 （1）福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 417 に相当する単位数 （2）福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 402 に相当する単位数 （3）福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 347 に相当する単位数 （4）福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 273 に相当する単位数	平 18 厚労告 523 別表第 3 の 5 の注 1 平 18 厚労告 543 の十 準用（二）